

(別添)

セーフティネット支援対策等事業実施要綱の新旧対照表

改 正 後	現 行
セーフティネット支援対策等事業の実施について (別紙) セーフティネット支援対策等事業実施要綱 1 (略) 2 (略) 3 事業の種類 実施主体は、地域の実情に応じて、次に掲げる事業を実施するものとする。 (1) ～ (3) (略) ア 地域福祉基盤整備事業 (ア) ～ (イ) (略) (ウ) 外国人介護福祉士候補者受入支援施設学習支援事業 経済連携協定に基づき入国する外国人介護福祉士候補者が円滑に就労・研	セーフティネット支援対策等事業の実施について (別紙) セーフティネット支援対策等事業実施要綱 1 (略) 2 (略) 3 事業の種類 実施主体は、地域の実情に応じて、次に掲げる事業を実施するものとする。 (1) ～ (3) (略) ア 地域福祉基盤整備事業 (ア) ～ (イ) (略) (ウ) 外国人介護福祉士候補者受入支援施設学習支援事業 経済連携協定に基づき入国する外国人介護福祉士候補者が円滑に就労・研

(改正後)

(現行)

修できるように、受入施設における日本語学習及び介護分野の専門学習の支援を行う事業。 (エ) ～ (ク) (略) イ～キ (略) (4) ～ (7) (略) 4 事業の実施 各事業の実施は次によること。ただし、「介護福祉士等修学資金貸付事業」、「生活福祉資金貸付事業」及び「寄り添い型相談支援事業」を除く。 (1) ～ (2) (略) (3) 地域福祉増進事業 ア～イ (略) ㊦ 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業実施要領 (別添5) エ～セ (略)	修できるように、受入施設における日本語学習及び介護分野の専門学習の支援を行う事業。 (エ) ～ (ク) (略) イ～キ (略) (4) ～ (7) (略) 4 事業の実施 各事業の実施は次によること。ただし、「介護福祉士等修学資金貸付事業」、「生活福祉資金貸付事業」及び「寄り添い型相談支援事業」を除く。 (1) ～ (2) (略) (3) 地域福祉増進事業 ア～イ (略) ㊦ 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業実施要領 (別添5) エ～セ (略)
--	--

(改正後)

(4)～(6) (略) 社会的包摂・「絆」再生事業実施要領 (別添17)
5 (略)
(別添1)～(別添4) (略)
(別添5)
外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業実施要領
1 目的
経済連携協定に基づき入国する外国人介護福祉士候補者(以下「候補者」という。)が円滑に就労・研修できるように、候補者を受け入れた個々の施設(以下「受入施設」という。)における日本語学習及び介護分野の専門学習の支援を行う。
2 実施主体
実施主体は、 <u>経済連携協定(EPA)に基づき入国する外国人介護福祉士候補者の受入施設</u> とする。
3 事業内容
受入施設における候補者の日本語学習(日本語講師の派遣、日本語学校への通学等)、介護分野の専門知識の学習(民間業者が実施する模擬試験や介護技術講習会への参加等)、学習環境の整備及び研修担当者の活動に対する支援に係る費用を助成する。
なお、候補者一人あたりの助成額は、23.5万円以内とする。
また、「セーフティネット支援対策等事業費補助金の国庫補助について」(平成19年7月24日厚生労働省発社援第0724001号厚生労働省事務次官通知)の別紙

(現行)

(4)～(6) (略) 社会的包摂・「絆」再生事業実施要領 (別添17)
5 (略)
(別添1)～(別添4) (略)
(別添5)
外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業実施要領
1 目的
経済連携協定に基づき入国する外国人介護福祉士候補者(以下「候補者」という。)が円滑に就労・研修できるように、候補者を受け入れた個々の施設(以下「受入施設」という。)における日本語学習及び介護分野の専門学習の支援を行う。
2 実施主体
実施主体は都道府県とする。ただし、都道府県が適当と認める団体に事業の全部又は一部を委託することができる。
3 事業内容
受入施設における候補者の日本語学習(日本語講師の派遣、日本語学校への通学等)、介護分野の専門知識の学習(民間業者が実施する模擬試験や介護技術講習会への参加等)、学習環境の整備及び研修担当者の活動に対する支援に係る費用を助成する。
なお、候補者一人あたりの助成額は、23.5万円以内とする。
また、「セーフティネット支援対策等事業費補助金の国庫補助について」(平成19年7月24日厚生労働省発社援第0724001号厚生労働省事務次官通知)の別紙

(改正後)

(現行)

「セーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱」別表中「4 対象経費」欄に掲げる都道府県が当該受入施設に対して補助する外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業の実施に必要な経費のうち、手当については、一受入施設あたりとし、その助成額は8.0万円以内とする。

4 留意事項

- (1) 受入施設において、候補者の日本語及び介護分野の専門知識等の取得状況に応じた研修(学習)計画等が策定されていることを事前に確認すること。
- (2) 本事業の実施に携わる者は、候補者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報は、業務目的以外で他に漏らしてはならないこと。

(別添6)～(別添22) (略)

「セーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱」別表中「4 対象経費」欄に掲げる都道府県が行う外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業の実施に必要な経費のうち、手当については、一受入施設あたりとし、その助成額は8.0万円以内とする。

4 留意事項

- (1) 受入施設において、候補者の日本語及び介護分野の専門知識等の取得状況に応じた研修(学習)計画等が策定されていることを事前に確認すること。
- (2) 本事業の実施に携わる者は、候補者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報は、業務目的以外で他に漏らしてはならないこと。

(別添6)～(別添22) (略)